

第32号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次の1号を加える。

59 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第53条第1項の規定による支給認定（精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)の申請に係る事実についての審査（所得の状況に係るものに限る。(2)において同じ。） (2) 法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請に係る事実についての審査	各市町村
---	------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。